

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月十二日金融庁・厚生労働省告示第七号）【労金告示】

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。</p> <p>二十三～三十五 (略)</p> <p>三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>ロ 外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであつ</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 上場株式 取引所有価証券市場（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（証券取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国有価証券市場（証券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。</p> <p>二十三～三十五 (略)</p> <p>三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本郵政公社（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）に規定する日本郵政公社をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー</p> <p>ハ 外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであつ</p>

て、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポージャーとして扱われているもの

ハ 国際開発銀行（前号へに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー

ニ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）に対するエクスポージャー

ホ 銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる外国の会社に対するエクスポージャー

ヘ 第三十五条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であつて、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうち第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行っている者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー

三十七～七十七 （略）

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資

て、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポージャーとして扱われているもの

ニ 国際開発銀行（前号へに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー

ホ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）に対するエクスポージャー

ト 銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる外国の会社に対するエクスポージャー

ト 第三十五条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた証券会社及び証券持株会社に対するエクスポージャー

三十七～七十七 （略）

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資

本の下限)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法(第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用金庫が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあつては、当該先進的内部格付手法採用金庫は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用金庫として旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる(第十八条第四項において同じ。)。

5 (略)

(算出の方法等)

第十二条 単体自己資本比率は、金庫の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に準じて作成することとする。

本の下限)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法(第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 (略)

(算出の方法等)

第十二条 単体自己資本比率は、金庫の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。)に準じて作成することとする。

(基本的項目)

第十三条 (略)

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するものをいう(以下この章において同じ)。

(金融機関向けエクスポージャー)

第三十四条 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ)、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、金融機関及び銀行持株会社に対する円建てのエクスポージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

3 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督

(基本的項目)

第十三条 (略)

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものをいう(以下この章において同じ)。

(金融機関向けエクスポージャー)

第三十四条 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社及び日本郵政公社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、金融機関、銀行持株会社及び日本郵政公社に対する円建てのエクスポージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

3 (略)

(証券会社向けエクスポージャー)

第三十五条 証券会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基

委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第〇〇号）を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

（カレント・エクスポージャー方式）

第五十一条（略）

2（略）

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額と同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額と同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ（略）

ロ クレジット・デリバティブの掛目

（略）

（注1）（略）

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①（略）

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

準又はこれと類似の基準（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。証券持株会社についても、同様とする。

（カレント・エクスポージャー方式）

第五十一条（略）

2（略）

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額と同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額と同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ（略）

ロ クレジット・デリバティブの掛目

（略）

（注1）（略）

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①（略）

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、  
第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第  
三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パー  
セントのリスク・ウェイトとすることが認められて  
いる主体並びに適格格付機関により付与された格付  
に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上  
である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号  
に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 指定国の代表的な株価指数（金融商品取引業者の市場リスク相  
当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準  
等を定める件（平成十九年〇月〇日金融庁告示第〇〇号）第一条  
第二十四号に掲げる指定国の代表的な株価指数をいう。以下同  
じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転  
換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 (略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十六条 (略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、  
証券会社及び証券持株会社のうち第三十四条又は第  
三十五条の基準に照らして二十パーセントのリス  
ク・ウェイトとすることが認められている主体並び  
に適格格付機関により付与された格付に対応する信  
用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体を  
いう。

(注3) (略)

二 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号  
に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 指定国の代表的な株価指数（証券会社の自己資本規制に関する  
内閣府令別表第六の指定国の代表的な株価指数をいう。以下同  
じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転  
換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 (略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十六条 (略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第三十五条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者及び経営管理会社、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三〇五 (略)

六 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)若しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を

一 (略)

二 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、日本郵政公社、第三十五条においてリスク・ウェイトが規定されている証券会社及び証券持株会社、証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三〇五 (略)

六 証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)若しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(証券会社の自己資本規制に関する内閣府

む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ 保証又はクレジット・デリバティブが付与されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4―2以上の信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。)に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三十一条に定めるLGD、第三十二条に定めるRBE及び第三十三条に定めるマチュリティ(E) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのEを用いるものとし、一年を下回ることではない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(E)及びマチュリティ調整(E)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一・二 (略)

三 所要自己資本率

令を含む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ 保証又はクレジット・デリバティブが付与されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4―2以上の信用リスク区分(金融機関又は証券会社(第三十五条の規定に該当するものに限り。)の格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。)に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三十一条に定めるLGD、第三十二条に定めるRBE及び第三十三条に定めるマチュリティ(E) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのEを用いるものとし、一年を下回ることではない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(E)及びマチュリティ調整(E)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一・二 (略)

三 所要自己資本率

$$(K_0) = \left[ LGD_g \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times c(PD_0) + \left( \frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times c(0.999) \right\} - EL \right] \times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

LGD<sub>g</sub>は、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PD<sub>0</sub>は、被保証債権又は原債権の債務者のPD

ELは、PD<sub>0</sub>にLGD<sub>g</sub>を乗じた率。

四・五 (略)

4 (略)

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百四十二条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

$$(K_0) = \left[ LGD_g \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times c(PD_0) + \left( \frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times c(0.999) \right\} - EL \right] \times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

LGD<sub>g</sub>は、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PD<sub>0</sub>は、被保証債権又は原債権の債務者のPD

ELは、PD<sub>0</sub>にLGD<sub>g</sub>を乗じた率。ただし、PD<sub>0</sub>がパーセントの場合は第四百九十一条第六項に定めるELdefaultとする。

四・五 (略)

4 (略)

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百四十二条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 保有するエクスポージャーが金融商品取引法第九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 (略)

5・6 (略)

#### 附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用金庫になる金庫であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧告示」という。)により自己資本比率を計算している金庫及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用金庫になる金庫は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫又は先進的内部格付手法採用金庫になる金庫のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付

一 (略)

二 保有するエクスポージャーが証券取引法第九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 (略)

5・6 (略)

#### 附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫、平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用金庫になる金庫であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧告示」という。)により自己資本比率を計算している金庫及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用金庫になる金庫は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる金庫又は先進的内部格付手法採用金庫になる金庫のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的計測手法採用

手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫になる金庫に関し、先進的  
内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

2  
(略)

金庫になる金庫に関し、先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条第二項及び第十八条第二項の規定の適用を受けるものとする。

2  
(略)